

# 山梨県立大学大学質保証委員会規程

(平成28年5月1日制定 大学第6009号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学評価本部規程第7条第2項に基づき、大学質保証委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学教育の質保証に関すること
- (2) 大学の自己点検・評価に関すること
- (3) 大学の研究評価に関すること
- (4) 第三者評価機関による認証評価への対応に関すること
- (5) その他質保証に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長（学長）、副理事長、各理事
- (2) 各学部長、研究科長
- (3) その他委員長が指名する者

2 委員長は理事長（学長）とし、副委員長は理事長（学長）が指名する。

3 委員長は会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第4条 委員会に第2条第2号から第4号までに規定する事項を審議するため、次の部会を置く。

- (1) 自己点検・評価部会
- (2) 研究評価部会
- (3) 認証評価部会

2 部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。